

## 一般競争入札の実施に係る掲示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。

但し、やむを得ない事由により電子入札により難しい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる(様式は、機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 電子入札に参加される方へ 運用基準・様式等 「電子入札運用基準様式(紙入札申請・委任状)」からダウンロードできるので、競争参加資格確認申請書提出期限までに下記4(1)へ様式1及び2を提出すること。)

本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

本件においては、単体企業に加えて設計共同体にも参加を認めるものとする。

令和2年7月20日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和2年度 大阪駅周辺におけるまちづくり方策検討業務

#### (2) 業務内容

前提条件の整理

主要関係者等の情報把握

エリア価値向上の取組みとまちづくりの推進に関する調査・分析

検討区域における地域と連携した効率的なエリアプロモーション

まちづくり方針及び基本構想案の検討

まちづくりプラットフォーム形成の支援対象エリアにおける導入機能の検討

#### (3) 履行期間 令和2年9月中旬(契約締結日の翌日)から令和3年3月1日(月)まで(予定)

#### (4) 履行場所 原則として受注者の事務所

### 2 競争参加資格

(1)に掲げる資格を満たす単体企業、又は(2)に掲げる資格を満たす設計共同体であること。

#### (1) 単体企業

独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市

再生機構達第95号)第331条(契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者)及び第332条(当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者)の規定に該当する者でないこと。

競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと(詳細は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 入札心得・契約関係規程 入札関連様式・標準契約書 標準契約書等について 「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。

当機構関西地区における令和元・2年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

平成22年度以降(平成22年4月1日から申請書の提出日まで。以下本項において同じ。)に受注し完了した、次に示す同種又は類似の業務の実績を1件相当\*以上有すること。

イ 同種業務：国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社が発注した、4大都市圏(東京、大阪、名古屋、福岡)における

(イ) 都市再生事業等に係る計画コンサルティング業務  
及び

(ロ) エリアマネジメント活動支援業務

ロ 類似業務：国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社以外の者が発注した、4大都市圏(東京、大阪、名古屋、福岡)における

(イ) 都市再生事業等に係る計画コンサルティング業務  
及び

(ロ) エリアマネジメント活動支援業務

\* (イ)都市再生事業等に係る計画コンサルティング業務、又は、(ロ)エリアマネジメント活動支援業務、のうちどちらか一方の実績である場合の取扱について

(イ)の実績と(ロ)の実績の組合せが、大分類である「同種」又は「類似」を同じくするものについて、当該大分類での1件相当の実績とみなす。但し、当該組合せが大分類を異にするものであるときは、これを「類似」業務での1件相当の実績とする。なお、ロにおいても同じ。

次に掲げる基準を満たす現場代理人を本件業務に配置できること。

イ 下記のいずれかの資格又は経験を有する者であること。

- ・ 一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
- ・ 技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・ 都市再生事業等の事業者としての実務経験を25年以上有する者  
市街地開発事業(都市計画法第12条第1項に掲げる事業)その他市街地の整備改善を行う事業の事業者としての国、地方公共団体、独立行政法人(前身の組織を含む)又は民間企業に職員・社員として在籍し、当該事業の施行に係る企画・計画系実務に従事したことをいう。以下同じ。

ロ 平成22年度以降に受注し完了した、 に掲げる同種又は類似の業務について1件相当以上従事した実績(受託、下請、出向又は派遣による業務の実績を含む。)を有する者であること。

ハ 申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と直接的な恒常的雇用関係があること。なお、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。また、雇用関係がないことが判明した場合は、「虚偽の記載」として取扱う。

## (2) 設計共同体

上記(1)に掲げる条件(代表者以外の者については同 の条件を除く。また、 については各構成員の実績を合わせて一の企業の実績と見做し所定の要件の確認を行うものとする。)を満たす者により構成される設計共同体であって、「設計共同体としての競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、当機構から本件業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

設計共同体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

構成員は、その分担業務毎に担当技術者を配置すること。また、代表者たる構成員は現場代理人を配置すること。

## 3 総合評価に係る事項

### (1) 総合評価の方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記 の「価格評価点」と下記 により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。

価格評価点の算出は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。

価格評価点 = 価格点 × ( 1 - 入札価格 / 予定価格 )

技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

技術評価点 = 60 × 技術点 / 技術点の満点

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

- ・ 企業の経験及び能力
- ・ 配置予定の現場代理人の経験及び能力
- ・ 実施方針
- ・ 評価テーマに関する技術提案

#### (2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と上記(1) の評価項目をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

### 4 入札手続等

#### (1) 担当部署

公募条件ほか 以外について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

都市再生業務部事業企画課 守屋、亀山 電話06-6969-9529

入札手続及び一般競争参加資格について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部契約課 電話06-6969-9848

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年7月20日（月）から令和2年9月8日（火）までに当機構ホームページからダウンロードすること。

ただし、仕様書については、下記のとおり交付する。

交付期間：令和2年7月20日（月）から令和2年8月6日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

交付場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社 1階エントランス

交付方法：交付に際しては、あらかじめ交付希望日時を(1) 記載の連絡先に連絡のうえ、記名押印した別紙「重要な情報の保護に関する誓約書」と引換えに交付するので、持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

#### (3) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出期間：令和2年7月21日（火）から令和2年8月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

提出場所：(1) に同じ。（紙入札方式の者は(1) に同じ。）

提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。

但し、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得たうえ紙入札方式による者は、一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着。表封筒に「『令和2年度 大阪駅周辺におけるまちづくり方策検討業務』に係る申請書・資料在中」と朱書きすること。）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書の提出期間、場所及び方法

イ 提出期間：令和2年9月7日（月）から令和2年9月8日（火）正午まで

ロ 提出場所：(1) に同じ。（紙入札方式の者は(1) に同じ。）

ハ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。

但し、紙入札方式の者は、作成した入札書（様式は当機構ホームページ 入札・契約情報 入札・契約手続き 電子入札 電子入札に参加される方へ 運用基準・様式等 「入札書標準様式（電子入札用） 紙入札の場合のみ使用」を参照）について、一般書留郵便により郵送（提出期限までに必着）すること。提出場所への持参又は電送による入札は受け付けない。

開札の日時及び場所

イ 日時：令和2年9月9日（水）

開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

ロ 場所：(1) に同じ。

但し、紙入札方式の者がいる場合は、独立行政法人都市再生機構西日本支社 3階契約情報公開コーナー対面ブース

- (5) 本件業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人1者だった場合（関係法人を代表者とする共同企業体1者だった場合を含む。）は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (3) 落札者の決定方法  
3(2)に同じ。
- (4) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記2(1)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者及び本件業務に係る設計共同体としての資格を得ようとする者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- (5) 問合せ先 上記4(1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。  
これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。  
なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。  
また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了承願います。
- 公表の対象となる契約先
- 次のいずれかにも該当する契約先
- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。
- 公表する情報
- 上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が次の区分のいずれかに該当する者 3分の1以上2分の1未満、2分

- の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ニ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨  
当方に提供していただく情報
- イ 契約締結日時点で在職している当機構 O B に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高  
公表日  
契約締結日の翌日から 72 日以内

以 上

**お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。**

別紙

重要な情報の保護に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社  
支社長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
担 当 部 署  
担当者氏名  
(TEL / FAX)

貴機構の下記の工事等に係る掲示に基づく入札等にあたり、貴機構から提供される重要な情報の取扱いについては、下記のとおり、厳重な管理をすることを誓約します。

記

- 1 工事等名  
令和2年度 大阪駅周辺におけるまちづくり方策検討業務
- 2 重要な情報  
仕様書 仕様書補足説明資料 質疑回答時に示された情報
- 3 誓約事項
  - (1) 貴機構から提供される重要な情報は、本件入札等に参加する目的のみに使用することを誓約します。
  - (2) 重要な情報の保護の重要性を認識し、貴機構又は第三者に対する権利権益を侵害することのないよう、情報の取扱いを適切に行います。
  - (3) 重要な情報について、他に漏らさず、漏えい、流出、滅失及びき損の防止その他の重要な情報の適切な管理のための必要な措置を講じます。
  - (4) 貴機構が重要な情報の管理の状況について調査を求めた場合には、それに協力します。
  - (5) 上記の各誓約に反して、貴機構に迷惑をかけ、損害を与えるような事態を招来したときは、その損害賠償等の責を負います。

以 上



## 設計共同体としての競争参加者の資格に関する公示

令和2年度 大阪駅周辺におけるまちづくり方策検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和2年7月20日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和2年度 大阪駅周辺におけるまちづくり方策検討業務

#### (2) 業務内容

前提条件の整理

主要関係者等の情報把握

エリア価値向上の取組みとまちづくりの推進に関する調査・分析

検討区域における地域と連携した効率的なエリアプロモーション

まちづくり方針及び基本構想案の検討

まちづくりプラットフォーム形成の支援対象エリアにおける導入機能の検討

#### (3) 履行期間 令和2年9月中旬(契約締結日の翌日)から令和2年3月1日(月)まで(予定)

#### (4) 履行場所 原則として受注者の事務所

### 2 申請の時期

令和2年7月20日(月)から令和2年8月3日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

### 3 設計共同体としての資格申請の方法

#### (1) 申請書 別紙1による。

#### (2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に本件業務に係る設計共同体協定書(別紙2による。4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付して提出すること。

#### 提出場所

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部契約課 電話06-6969-9848

#### 提出方法

提出場所へ持参し、又は一般書留郵便により郵送(上記提出期間内に必着)することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない(申請書類等を封入した封筒の表、左下及び同申請書の余白に「『令

和 2 年度 大阪駅周辺におけるまちづくり方策検討業務』申請希望（開札日：令和 2 年 9 月 9 日）」と朱書きすること。）。

#### 4 設計共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。

##### (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

当機構関西地区における令和元・2 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

##### (2) 業務形態

構成員の業務分担が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、設計共同体協定書において明らかであること。

##### (3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

##### (4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、別紙に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

#### 5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4 (1) の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1) の認定を受けていない構成員が 4 (1) の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4 (1) の認定を受けていない構成員が、本件業務に係る開札の時までに 4 (1) の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

#### 6 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

#### 7 資格の有効期間

6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の

認定日から本件業務が完了する日までとする。ただし、本件業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、本件業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

設計共同体の名称は「(代表者の企業名の一部)・(構成員の企業名の一部)設計共同体」とする。

以 上

(別紙1)

設計共同体としての競争参加資格審査申請書(兼受付確認票)

貴支社で行われる令和2年度 大阪駅周辺におけるまちづくり方策検討業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

設計共同名称 (カタカナ)		設計共同体					
設計共同体の 事務所所在地 (Tel)		(Fax)					
設計共同体の構成員							
		業種		登録番号			
		業種		登録番号			

登録等を受けている事業

構成員	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日
		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録事業名の記入に当たっては、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)の17の登録事業に限るものとする。

年 月 日

(代表者) 住 所  
 商号又は名称  
 代表者職・氏名 印  
 担当者氏名  
 所属部課名  
 Tel / Fax

(構成員) 住 所  
 商号又は名称  
 代表者職・氏名 印

独立行政法人都市再生機構西日本支社長 殿

受付確認票

機構受付印

(設計共同体名称)

.....設計共同体 殿

(業務名称).....

の設計共同体としての競争参加資格審査申請書等については、本日受付しました。

(別紙2)

## 設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 【発注業務名】令和2年度 大阪駅周辺におけるまちづくり方策検討業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下単に「本件業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、【代表者・構成員名】 ・ 設計共同体(以下「当共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を 県 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、 年 月 日に成立し、本件業務の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

2 本件業務を請け負うことができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、本件業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 一 県 市 町 番地 株式会社
- 二 県 市 町 番地 株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、 株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、本件業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、本件業務の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等(破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至つたと認められる場合を含む。以下同じ。)又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本件業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに依つて分担の変更があるものとする。

- 一 (分担業務の項目を記載する。) 株式会社
- 二 (分担業務の項目を記載する。) 株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本件業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当共同体が本件業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合に対する構成員の責任)

第18条 当共同体が解散した後においても、本件業務につき引き渡された目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社他社は、上記のとおり設計共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書一通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

(代表者) 住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名

印

(構成員) 住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名

印

【別紙 1 申請時に提出】

委 任 状

私は、当設計共同体の代表者に下記の権限を委任します。

記

- 1 当設計共同体の名称  
.....設計共同体
- 2 業務名  
令和2年度 大阪駅周辺におけるまちづくり方策検討業務
- 3 委任事項  
上記2の業務に係る
  - (1) 入札及び見積に関する件
  - (2) 契約の締結に関する件
  - (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
  - (4) 本委任に係る復代理人の選任に関する件
  - (5) 契約の保証に関する件
  - (6) その他契約に関する一切の件
- 4 委任期間  
当設計共同体の協定存続期間中

令和 年 月 日

委任者（共同体構成員）住 所  
商号（名称）  
代表者職・氏名

印

受任者（共同体代表者）住 所  
商号（名称）  
代表者職・氏名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社長 殿



【契約締結時に提出】

設計共同体協定書第8条に基づく協定書

令和2年度 大阪駅周辺におけるまちづくり方策検討業務については、設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- |   |                 |      |   |
|---|-----------------|------|---|
| 一 | （分担業務の項目を記載する。） | 株式会社 | 円 |
| 二 | （分担業務の項目を記載する。） | 株式会社 | 円 |

株式会社他 社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

・	設計共同体	
（代表者）	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職・氏名	印
（構成員）	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職・氏名	印